令和6年度

岩見沢市職員採用候補者試験 (後期日程)

実 施 要 領

令和6年度岩見沢市職員採用候補者試験(後期日程)実施要領

令和6年度採用の岩見沢市職員採用候補者試験(後期日程)を次のとおり実施します。

<求められる職員像>

岩見沢市では、新しい時代の行政を担う職員として、求められる職員像を次のとおり 掲げ、人材育成の方策の中で、その実現を目指しています。

- ①市民に信頼され親しまれる職員
- ②目標の実現に向け果敢に行動する意識の高い職員
- ③専門的知識・経験等を備えた時代に即応した職員

1 試験区分、年齢、受験資格、採用予定人数

試 験 区 分		年齢	受験資格	採用予 定人数
①事 務 職	大学	平成8年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による大学(大学院)を卒業した方、又は令和6年3月までに卒業見込みの方	
	短大	平成10年4月2日 以降に生まれた方	学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方、又は令和6年 3月までに卒業見込みの方	若干名
	高校	平成12年4月2日 以降に生まれた方	学校教育法による高等学校を卒業した方、又は令和6年3月までに卒業 見込みの方	
②事務職(障がいのある方)		昭和58年4月2日 以降に生まれた方	学校教育法による高等学校、特別支援学校高等部を卒業した方、又は令和6年3月までに卒業見込みの方	若干名
③消 防 職	大 学 短 平成10年4月2日 大 以降に生まれた方 高 校		学校教育法による大学(大学院)を卒業した方、又は令和6年3月までに卒業見込みの方	
		学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方、又は令和6年 3月までに卒業見込みの方	若干名	
			学校教育法による高等学校を卒業した方、又は令和6年3月までに卒業 見込みの方	

試 験 区 分	•		年齢	受 験 資	格	採用予定人数
		5年4月2日 に生まれた方	学校教育法による大学(大学 又は令和6年3月までに卒			
	短大		7年4月2日 こ生まれた方	学校教育法による短期大学、 業した方、又は令和6年3月 の方		
	高校		9年4月2日 に生まれた方	学校教育法による高等学校 令和6年3月までに卒業見		
④技術職(土木)⑤技術職(建築)⑥技術職(電気)	民間企業等経験	④技術職(土木) ⑤技術職(建築)	でに生まれた大 学院)を卒業し 昭和58年4月 でに生まれた大 学、高等専門学 昭和58年4月 でに生まれた大 を卒業した方 昭和53年4月 でに生まれた大 学院)を卒業し 昭和53年4月 でに生まれた大 学院)を卒業し 昭和53年4月 でに生まれた大 学院)を卒業し 昭和53年4月 でに生まれた大	月2日から平成7年4月1日ま 方で、学校教育法による短期大 校を卒業した方 月2日から平成9年4月1日ま 方で、学校教育法による高等学校 月2日から平成5年4月1日ま 方で、学校教育法による大学(大	令和5年8月1日時 点で、民間企業等に おける土木に関する 職務経験が5年以上 あり、かつ1級土木 施工管理技士の資格 を有する方 令和5年8月1日時 点で、民間企業等に おける建築に関する 職務経験が5年以上 あり、かつ1級建築 士の資格を有する方	若干名
※松田予定 / 粉/		⑥技術職(電気)	昭和53年4 日までに生ま る大学(大学 昭和53年4 日までに生ま る短期大学、 昭和53年4	月2日から平成5年4月1 れた方で、学校教育法によ 院)を卒業した方 月2日から平成7年4月1 れた方で、学校教育法によ 高等専門学校を卒業した方 月2日から平成9年4月1 れた方で、学校教育法によ	令和5年8月1日 時点で、民間企業 等における電気事監 理又は施務は上 5年以上 5年以上種、第2年 で り第1種、第2年 で り第1種で で りまする で りまする で りまする で りまする で りまする の りまする の りまする りまする りまする りまする りまする りまする りまする りまする	

※採用予定人数は、前期日程の試験の採用予定人数と合算した人数です。

- ※大学区分の受験資格を満たす方は、短大又は高校区分での受験はできません。また、短大区分の 受験資格を満たす方は、高校区分での受験はできません。
- ※専修学校又は各種学校は、試験区分の最終学歴には該当しません。
- ※②事務職(障がいのある方)の区分は学歴による区分はありません。

2 各種要件

- (1)共通要件
 - ①居住地要件

職員に採用後、岩見沢市内に居住が可能な方(②事務職(障がいのある方)について、事情によって難しい場合は、市外の居住が認められる場合があります。)

②受験できない方

次の各号に該当する方は受験できません。

- (ア)日本の国籍を有しない者
- (イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなる までの者
- (ウ)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (エ)前期日程の第1次試験に合格した者(前期日程の第1次試験で不合格となった方は、後期日程の試験を受験できます。)

(2)事務職 (障がいのある方)

- ①次の各号のいずれかに該当する方は受験できます。
 - (ア)身体障害者手帳の交付を受け、障害程度1級から6級までの方
 - (イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方
 - (ウ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がいがあると判定された方
 - (エ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ※手帳等の写し及び受験申込書別紙を、受験申込書と併せて提出してください。
- ※受験申込から採用時までの間に、上記に該当しないことが判明した場合(手帳が更新されなかった場合も含みます)は、判明時以降の試験を受験できないほか、採用されません。
- (3)技術職(土木) <高校・短大・大学区分>
 - ①土木(農業土木を含む)に関する学科を履修、又は履修見込みの方
- (4)技術職(土木) <民間企業等経験区分>
 - ①土木(農業土木を含む)に関する学科を履修した方
 - ②民間企業等における土木に関する職務経験は、会社員、公務員、団体職員等において、1年以上継続した期間を対象とし、当該事業所における通常の労働者(正社員等)よりも1週間の所定労働時間が短い雇用形態としての就業期間は含まないこととします。
 - ※最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職務

経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

※土木施工管理技士の技術検定合格証明書の写しを受験申込書と併せて提出してください。

- (5)技術職(建築) <高校・短大・大学区分>
 - ①建築に関する学科を履修、又は履修見込みの方

(6)技術職(建築) <民間企業等経験区分>

- ①民間企業等における建築に関する職務経験は、会社員、公務員、団体職員等において、1年以上継続した期間を対象とし、当該事業所における通常の労働者(正社員等)よりも1週間の所定労働時間が短い雇用形態としての就業期間は含まないこととします。
- ※最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職務 経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。
- ※建築士免許証又は、建築士免許証明書の写しを受験申込書と併せて提出してください。

(7)技術職(電気) <高校・短大・大学区分>

①電気に関する学科を履修、又は履修見込みの方

(8)技術職(電気) <民間企業等経験区分>

- ①民間企業等における電気に関する職務経験は、会社員、公務員、団体職員等において、1年以上継続した期間を対象とし、当該事業所における通常の労働者(正社員等)よりも1週間の所定労働時間が短い雇用形態としての就業期間は含まないこととします。
- ※最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職務 経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。
- ※電気主任技術者免状の写しを受験申込書と併せて提出してください。

(9)消防職(身体要件等)

次の各号にすべて該当する方は受験できます。

- ①心身とも健全で四肢が完全である方
- ②矯正視力を含み両眼で 0.8以上、かつ一眼それぞれ 0.5以上で、充分な聴力を有し、かつ色彩識別能力が充分である方
- ③言語明瞭であって、充分発声できる方
- ※採用後、消防自動車の運転のため、普通自動車免許の取得が必要となります。

3 試験の方法、日時、会場及び合格発表

種別	日時及び会場			試 験 内 容	合格 発表
第1次試験	令和5年9月17日(日)		地方生	公務員として必要な一般知	令和 5 年 10 月中旬
(技術職(土	午前 10 時 00 分~午後 1 時まで		識及で	が教養について、筆記試験	頃までに市役所掲示
木・建築・電	※午前9時40分までに集	基合	及び通	適性検査を行います。(作文	板に告示するほか、
気) 民間企業	岩見沢市コミュニティプ	ラザ	試験に	は行いません)※鉛筆・消し	別途個別に合否を通
等経験者を除	自治体ネットワークセン	ター	ゴムる	を忘れずにお持ちくださ	知します。
<)	(岩見沢市有明町南1番地20)		٧١°		
				基本的な能力及び応用力、	
第1次試験	令和5年9月1日(金)	基礎能力	松木	学力等を総合的に測定す	
(技術職(土	~	基礎能力 (SCOA)	快宜	る択一式の試験	
木・建築・電	令和5年9月18日(月)	(SCOA)		出題範囲:言語、数理、論	
気) 民間企業				理の3尺度	
等経験者限		性格検査 全国のテストセンター (SCOA)		職員として、必要な適性等	
定)	全国のテストセンター			を測定する検査	
	一般的な		公務員	試験対策は不要です。	
	令和 5 年 10 月中旬~下	旬頃を予	第1岁	欠試験合格者に対し、地方	令和 5 年 11 月上旬
	定しています。		公務員としての適性について事		頃までに市役所掲示
第2次試験				(障がいのある方) の区分	板に告示するほか、
				別に面接を、それ以外の区	別途個別に合否を通
				集団面接を行います。	知します。
	令和 5 年 11 月中旬~下旬頃を予		①第2	2次試験合格者に対し、地	令和 5 年 11 月下旬
第3次試験	定しています。			公務員としての適性につい	頃までに市役所掲示
				固別に面接を行います。	板に告示するほか、
				坊職については、身体要件	別途個別に合否を通
			の育	確認のため、 <u>面接試験前に</u>	知します。
			健身	長診断を行います。	

- ※第1次試験の詳細は、「4 受験の手続き」を参照願います。
- ※第2次試験以降の試験日程、内容等の詳細については、合格者に通知します。
- ※試験内容については、上記に記載している以上の事柄はお教えできませんので、問い合わせはご 遠慮ください。
- ※最終合否通知後に、合格者が辞退したときや採用人数に変更があったときには、繰り上げて合格者を決定する場合があります。

4 受験の手続き

(技術職(土木・建築・電気)民間企業等経験者以外)

(1)申込書類

市から交付する「受験申込書・受験票」に<u>必要事項を記入、写真を貼付</u>し、郵送で提出して ください。

※受験申込書と受験票には同じ写真を貼付してください。

※受験票を折返し送付しますので、<u>84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長型3号封</u> <u>筒)を同封</u>してください。

(2)申込み先

〒 068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所総務部職員課職員係

(封筒の表に「職員採用候補者試験申込み」と朱書きで明記してください。)

(3)受付期間

令和 5 年 8 月 2 日 (水) ~ 令和 5 年 8 月 1 6 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分 (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。) までとします。

なお、郵送による申込みの場合は、8月16日以前の消印のあるものに限り受け付けます。

(4)受験票の交付

受験申込書を審査のうえ、9月6日頃「受験票」を郵送します。

第1次試験の受験会場は受験票に記載して通知します。

交付を受けた受験票は、試験当日に必ずお持ちください。

もし受験票が届かない場合は、下記担当係にお問い合わせください。

(岩見沢市役所総務部職員課職員係 0126-23-4111 番、内線 3171・3172 番)

※申込書の記載事項が不備の場合、受け付けできないことがありますので、注意願います。 また、提出された受験申込書等は返却しませんのでご了承ください。

(5) 第1次試験会場について

①喫煙禁止

試験会場内はもとより、敷地内での喫煙は、一切禁止します。

②交通手段について

試験会場周辺に有料駐車場があるため、自家用車での来場も可能ですが、試験当日は、会場 周辺において、イベントの開催が予定されており、混雑が予想されます。有料駐車場が満車等 により利用できない場合でも、責任は負いかねます。また、自転車は所定の駐輪場に駐車して ください。

(受験生が付近に路上駐車をした場合については、試験中であっても即刻移動を求めます。)

(技術職(土木・建築・電気)民間企業等経験者)

STEP1 受験申込書の提出

①申込書類

市から交付する「受験申込書」に<u>必要事項を記入、写真を貼付</u>し提出してください。 ※申込書の記載事項が不備の場合、受け付けできないことがありますので、注意願います。 また、提出された受験申込書等は返却しませんのでご了承ください。

②申込み先

〒 068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所総務部職員課職員係 (封筒の表に「職員採用候補者試験申込み」と朱書きで明記してください。)

③受付期間

令和5年8月2日(水) ~ 令和5年8月16日(水)午前9時から午後5時30分(ただし、 土曜日・日曜日・祝日を除く。)までとします。

なお、郵送による申込みの場合は、8月16日以前の消印のあるものに限り受け付けます。

④受験案内の送付

受験申込が完了した方に対し、8月25日(金)までに受験申込書に記載のあるメールアドレス宛に、テストセンターでの受験の際に必要となるURL・ID・パスワード、受験番号を記載した案内を送信します。

- ※ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「@city.iwamizawa.lg.jp」、「@cbt-s.com」のドメインからのメールを受信できるよう設定してください。
- ※8月26日になってもメールが届かない場合は、下記担当係にお問い合わせください。 (岩見沢市役所総務部職員課職員係 0126-23-4111、内線 3171・3172)
- ※案内メールに記載する受験番号は、合否の確認等で使用することから、保存しておくようにしてください。

STEP2 テストセンター会場の予約・受験

①テストセンター会場の予約について

テストセンター会場については、全国約350か所の会場から受験が可能です。

岩見沢会場はありません。

こちらから送付するメールに記載されている受験申込可能期間内に希望する会場・日時を予約していただき、申し込みを行ったテストセンターにて受験してください。

- ※全国の試験会場は、次のURL (https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt) を ご確認ください。
- ※テストセンターへの直接の問合せはできません。
- ※テストセンターでの受験時におけるトラブルについては、一切責任を負いません。
- ※予約確認のメールが届きますので、確認するようにしてください。
- ※選択できる会場・席数には限りがありますので、早めの予約をお願いします。

5 試験結果の開示について

(1) 開示請求ができる方と請求できる期間

対象者	試験種別	期間
第1次試験の不合格者	第1次試験	第1次試験合格発表日から2週間
第2次試験の不合格者	第2次試験	第2次試験合格発表日から2週間
第3次試験の不合格者	第3次試験	最終合格発表日から2週間

(2) 開示請求・問合せ先

〒 068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所総務部職員課職員係 電話 0126-23-4111 (内線 3171・3172)

(3) 開示する情報

第1次試験、第2次試験、第3次試験の得点及び順位

(4) 開示の方法

開示方法は郵送のみとし、口頭、電話等は行いません。方法は、封筒の表に「職員採用候補 者試験結果開示」と朱書きで明記し、任意の用紙に、受験番号、受験区分、氏名、「職員採用試 験結果開示希望」と記入し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長型3号封筒)を入 れ、郵送してください。なお、宛先は受験申込書に記載した現住所等に限ります。(電話での申 し出はできません)

6 合格から採用まで

この試験に合格した者は、岩見沢市職員採用候補者名簿に登載された後、採用となります。 採用時期は、令和6年4月1日を予定しています。

なお、卒業見込みの方が卒業できなかった場合、免許取得見込みの方が取得できなかった場合、 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められた場合、又はこれに堪えられないことが明 らかになった場合、その他必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合には、採用されません。

7 勤務条件

(1)給 与

区分	初	任給
	事務職・技術職	消防職
大 学	185,200円	191,700円
短 大	167,100円	172,600円
高 校	154,600円	158,900円

※なお、既卒の方の初任給は、採用前の職務経歴等に応じて加算されることがあります。

※消防職高校卒区分で受験の場合で、採用時において、救急救命士資格を有する場合は、短 大卒区分の初任給になります。

参考) 年齢ごとの月額給料(事務職・技術職)

区分	30歳	3 5 歳	40歳	4 5 歳	
大学院	245, 100	289,000	320, 500	335, 500	
大 学	円	円	円	円	
短大	243, 100	285, 700	317, 500	3 3 4, 6 0 0	
	円	円	円	円	
高校	239, 400	282, 400	314, 300	3 3 3, 5 0 0	
	円	円	円	円	

※年齢における月額給料は、学校を卒業後、継続して在職していた場合の金額であり、学校 への在校期間や職務の在職期間などにより増減します。

このほか状況に応じ、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当・寒冷地手当など、 各種手当が支給されます。(初任給等は、<u>令和5年4月1日現在</u>のものです。)

(2)勤務時間

午前8時45分から午後5時30分(正午から午後1時まで休憩時間)となっており、週休日(土曜日・日曜日)・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は休みとなります。 ※勤務箇所によっては、勤務時間及び週休日等が異なる場合があります。

(3)休暇制度

年次有給休暇(繰越により最大 40 日)のほか、結婚・出産・子の看護・忌引・夏期休暇等の特別休暇があります。

また、育児休業や介護休暇もあり、仕事と育児・介護の両立を支援しています。